

第17回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成26年12月12日（金）

午前10時29分から12時34分まで

於：法曹会館「高砂の間」

〔出席委員〕

木村座長，多賀谷座長代理，勝野委員，ロバーツ委員，新谷委員，ノレーン委員，高橋委員，
中山委員，根本委員，野口委員，早川委員，水野委員，安富委員，吉川委員，吉村委員
山本部長代行

〔入国管理局側出席者〕

井上入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，石岡入国在留課長，丸山審判課長，
山下警備課長，石崎出入国管理情報官

1 開 会

○木村座長 おはようございます。時間少し前でございますけれども，御出席予定の委員全員そろいましたので，ただいまから第6次出入国管理政策懇談会第17回会合を始めさせていただきます。

この懇談会も回を重ねてついに17回ということで，よろしくお願ひしたいと存じます。

まず初めに，本日の議題を御紹介申し上げます。一つ目は，難民認定制度に関する専門部会からの報告といたしまして，本日専門部会から部会長代行をお願いしております山本隆司先生にお越しいただいておりますので，専門部会における検討の結果について御報告を頂きます。それにつきまして入国管理局からの若干の補足説明がありますが，その後皆様から御質問等を頂きたいと存じます。二つ目はここ数回行っております第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）につきまして，事務局におきまして前回会合での議論を踏まえ，あるいはその他電話等で御連絡いただいた分も踏まえて報告書（案）を修正いたしております。その内容について事務局から説明を頂いた後，御意見を頂きたいと存じます。

2 難民認定制度に関する専門部会からの報告

○木村座長 それではまず初めに，山本部長代行から難民認定制度に関する専門部会からの報告として御説明を頂きたいと思います。山本部長代行，よろしくお願ひいたします。

○山本部長代行 難民認定制度に関する専門部会で本年3月から部会長代行を務めております山本です。どうかよろしくお願ひいたします。

既に本年7月のこの政策懇談会の第11回会合におきまして議論の状況の中間的な御報告をしておりましたが，本日は議論の最終的な検討結果につきまして御報告申し上げたいと思います。

専門部会では昨年11月から昨日まで都合19回の会合を行いまして議論いたしました。本日私からは検討結果につきましてその概要を御報告し，具体的な内容につきまして専門部会の事務局から若干の補足をさせていただきたいと思います。お手元の政策懇談会の報告書の冊子と言いますかホチキスどめしてあるものが配付されていると思いますが，その資料編が後ろの方についておりまして，

そのうちの資料4，ここに専門部会の検討結果報告の概要がポンチ絵で1枚紙で示されております。こちらの政策懇談会の報告書「今後の出入国管理行政の在り方」，まだ平成何年何月という日付が入っておりませんが，この政策懇談会の報告書に添付されているものになります。よろしいでしょうか。

それでは，簡単に御説明を申し上げたいと思います。最初にこの資料の2段目のところに専門部会の検討事項がございます。この部会の設置経緯といたしまして，昨年10月にこの政策懇談会の第5回会合におきましてこちらに掲げられました3点が検討事項，諮問事項とされまして，これにつきまして本年末までに政策懇談会に検討結果を報告するようにとされたものと承知しております。

すなわち1，2，3ですけれども，第1に難民認定申請が急増する中における適正かつ迅速な案件処理のための方策，第2に人道上の観点から在留を認める処分の在り方，第3に難民認定申請者に対する支援策の在り方でありまして，特にこの一つ目の検討課題につきまして早急な検討が求められたと伺っております。

次に3段目，見直しの方向性と書かれておりまして点線で囲まれた部分がございます。専門部会ではいただきましたこの3つの検討事項に答えるべく，どのような方向性で検討を進めるべきかについて現状を分析しながら議論いたしました。そこではまず，そもそも難民認定申請に対しては迅速に対応する必要があるわけですが，しかし申請者がかつてない規模で膨れ上がっておりまして，しかもその中に我が国での就労やあるいは送還回避のために申請を濫用するといったケースも少なからず含まれているということが関係資料あるいは現場からの報告，実務に当たっている難民審査参与員などからのヒアリングで明らかになっておりまして，そのために案件処理期間全体が長期化をしているという状況があり，それは真に庇護を求める難民を迅速かつ確実に庇護するという制度の本旨に反して望ましくない状態にあると評価されるため，実態を把握しながら事案の内容に応じた効率的な処理手続を構築する必要があるという意見が示されたところです。

他方で制度設計を考えるに当たりましては効率性を追求するのみでは不十分であって，まずもって難民認定手続の公正性，公平性，透明性を高めることによって難民認定制度全体への信頼性を向上させることが必要であるといった意見や，あるいは国際情勢が急激に変化している状況において，難民条約の的確な適用をするということはもちろんなのですが，難民条約上の難民には直ちに該当しないものに対しても様々な保護が要請されているということに対して日本として積極的に対応すべきであるといった指摘もなされたところです。

そこで具体的に今のポンチ絵のⅠ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳと書かれた部分でございます。まずⅠ，Ⅱの部分でございますが，これは庇護すべき対象とそれには該当しないものとを的確に区別する。すなわち，どのようなものが真に庇護すべきものかということを明らかにする，これがⅠのところでございます。それから，Ⅱのところ，多数の，様々な申請事案を迅速，適正に処理するためにどのような手続をとるべきかということを明らかにすることが重要であるという，この2点がまず示されております。

同時に，次のⅢ，Ⅳの部分でございますけれども，制度全体の質を更に向上させるということが必要である。すなわち，Ⅲの部分ですけれども，法務大臣による難民該当性の認定，判断の内容を可能な限り明らかにすることが必要である。それから，Ⅳ番目の部分ですが，情報収集・分析機能の強化を行う，実務に携わる者の専門性の向上を図ることによって制度全体の質を向上させることが必要であるということがⅢ，Ⅳの部分でございます。

これらを全て同時に遂行することによって難民認定手続の基本理念である適正、迅速な難民認定行政を推進すべきであるという考え方に至ったわけでございます。

そこで、このⅠからⅣにつきまして更に概略を御説明したいと思います。まずⅠの部分でございます、保護対象の明確化による的確な庇護のための取組ということでございます。現行制度、現状・指摘とございます。ここから少し説明を申し上げますと、条約上の難民の定義、これは難民条約に掲げられておりまして、入管法上の認定といった行為によって庇護を行うという仕組みがとられております。また、難民条約上の難民に該当しないといたしましても、何かしら考慮すべき事情が認められる場合には人道配慮によって在留特別許可などによって個別に保護を行うという仕組みになってございます。

他方で、こういった現状の運用においてはどのようなものに在留を許可することができるかということが必ずしも明らかにされていないという指摘があり、難民条約上の難民に該当しないとしても現代の国際情勢を踏まえて国際人権法上庇護する必要があるものを明確にするべきではないかという議論がございました。例えば最近のシリア紛争から逃れてきた者について、現在の運用では個別に審査をし、人道配慮による在留許可で対応しているというところ、そういった庇護すべき者の対象を更に明確化すべきではないかという議論があったところです。

そこで提言の部分でございます。大きく分けて2つございます。一つ目は、難民条約の的確な解釈によって保護を図る。「新しい形態の迫害」、例えばジェンダーに起因する迫害のおそれがあるものについての難民該当性について検討されるべきであるということでございます。これは難民条約上の難民を明確にする、いわゆる「新しい形態の迫害」といったものについても積極的に検討をしていくということでございます。

それから2つ目でございますが、難民条約上の難民には当たらない者についても国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「待避機会」としての在留許可を付与するための枠組みを創設すべきことを提言してございます。これは既にEU諸国において取組がなされているところでありますので、こういったことを参考にすべきであろうと。他方で、庇護希望者を装うテロリストの入国などがされないように留意することも必要であろうということを指摘しております。

次にⅡの部分でございます。手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定のための取組がそのⅡの部分でございます。現行制度、現状・指摘のところからです。御案内のとおり現行の制度では申請が急増しておりまして、審査期間の長期化が課題となっております。その背景には、どのような中身の申請であっても、また不認定になったとしても、訴訟を行い裁判が確定したとしても、何度でも繰り返し申請をするといったことが行われているということがございます。また、専門部会の議論の中では特に正規在留者からの申請が近年急激に増えていると。その原因としては、申請を行えばほぼ無制限に就労が許されるという在留資格を一律に付与している現行の取扱いが原因ではないかという指摘がされたところです。

他方で、難民として逃れてきた状況に鑑みますと、当初から自己の主張を十分に行うことができない者がいるのではないかと。また、親を伴わない未成年者であるとか、あるいは重篤な疾病、障害を抱える者などの特別な配慮を要する申請者に対する取扱いを明確にすべきではないかといった指摘がございました。

そこで提言の欄でございます。大きく分けて5つございます。まず、申請者の抱える事情を十分に

汲み取れるように申請書などについて必要な見直しを行う。申請書のフォームについて必要な見直しを行う。申請に至る前の手続案内の充実を図るということ。

第2に、年少者、重篤な疾病者等に対する特別な取扱いの明確化、さらには事情聴取への医師あるいはカウンセラーなどの専門家の立会を行うこと、ということが2番目でございます。

3番目でございますが、これは申請処理に関することで、事前振分け手続の導入による簡易・迅速な処理の検討を進めるべきであるということ。すなわち、難民条約の掲げる事情を何ら申し立てていない事案などについては難民認定申請の本格的な調査に入る前の段階で判別をして振り分けて、そういったものについては簡易・迅速、または優先的に処理するといった仕組みを導入すべきではないか、導入の検討を進めるべきではないかとしております。その際の留意点、申請者の手続保障への配慮などについても報告書では触れておるところでございます。

4番目の○でございますが、複数回申請、再申請、これが近年非常に多いということを申しましたけれども、これにつきましては「新たな事情」、「やむを得ない事情」に限定すること、複数回の再申請が許される場合は「新たな事情」、「やむを得ない事情」がある場合に限定することについて検討を進めるべきである。すなわち、再度の申請は当初の申請手続の後に「新たな事情」が生じた場合、あるいは当初から事情はあったのだけれども、それを当初の申請手続のときに主張立証しなかったことについて「やむを得ない事情」があるという場合に限定するというようにして、その事情の有無について先ほど3番目の○のところで申し上げた事前の振分けの手続の中で確認をするといったことを検討すべきではないかということを申し上げます。

そして最後の○のところですが、申請中の者に対する就労許可の在り方につきましては、稼働を目的とした濫用的な申請の要因となっているということがかなりうかがわれるということがございます。正規在留者である難民認定申請者に対して一律の就労許可を付与しているこうした現行の運用について、例えば一定の条件を設けて個別にその許否、就労の許否を判断するといった仕組みを設けるなど、諸外国の例も参考にして見直しを進めるべきではないかということを提言しております。もちろんその際には真に庇護を求める者の生活の安定が阻害されることがないように最大限の配慮を払うべきということも同時にもちろん申し上げております。

それから、Ⅲの部分でございます。認定判断の明確化を通じた透明性の向上のための取組でございます。まず現行制度、現状・指摘の部分でございます。入管法上難民の要件は難民条約に準拠しておりまして、認定の実務は司法による難民条約の判断・解釈に沿って遂行されることになります。これ自体は我が国の法体系上当然のことであって、特に問題があるということではありません。ただ、その専門部会における議論の中では実際にどのような難民の認定判断がなされているかということが客観的に明らかになっていないのではないかと。認定判断の透明性の向上が必要であるといった問題提起や、あるいは認定判断の重要な基礎となっている申請者の申告情報や国際情勢に関する各種資料が現状では案件を担当する難民調査官が個々の審査に当たって個別に収集をしていると。そうではなくて、むしろ情報を一元的に収集・分析するという視点も必要なのではないかといった議論がございました。

そこで提言の欄でございますが、大きく分けて4つございます。まず、難民該当性に関する規範的要素の明確化の取組ということで、我が国でのこれまでの実務上の先例や裁判例を踏まえ、またUNHCRが発行するガイドライン等の諸文書なども参照しながら可能な限り一般化、明確化することを追求するべきであるということを言っております。

次に2番目でございますが、申請者に対し個別に教示される難民不認定理由書の付記理由を一層充実させること。それから、難民認定された場合の理由の付記。不認定理由というのは今でもついています、これを一層充実させるということと、難民認定された場合の理由の付記についても検討すべきであるとしております。

3番目の○でございますが、認定・不認定の事案について個人情報を含めて概要を積極的に公表し、認定判断や我が国に国際的保護を求めている者に関する状況について国民の理解を得るように努めるべきであるということを提言しております。

4番目でございますが、申請者の出身国情報や国際情勢に関する幅広い資料を国内外の関係機関との連携を強化しながら収集・分析して活用していくということで、より適正な認定判断の実現を目指すべきであるとしております。

最後、IVの部分でございますが、認定実務に携わる者の専門性の向上のための取組でございます。現状・指摘等とございます。認定実務に携わる者として難民調査官等の入管職員やあるいは異議審査を担当する有識者である難民審査参与員、さらには申請者の通訳に当たる入国管理局の通訳人がおりますけれども、急増する申請の中で人員が不足している状況にあるほか、調査官やあるいは通訳人の更なる専門性の向上による制度全体の質の底上げということが求められております。

そこで提言の欄でございますが、大きく分けて5つございます。まず、調査官や参与員の増員・増配置によって審査体制の充実を図るべきであるということ。

2番目に、増員等とあわせて、現在の案件処理のプロセスそのものも見直して、効率的な案件処理体制を構築するべきであるとしております。

3番目に、UNHCRをはじめとする関係機関との積極的な連携協力によるケーススタディを含む研修等の人材育成プログラムの充実・強化に更に取り組むべきであって、高度な知識及び調査能力を持つ難民調査官を育成すべきであるとしております。

そして4番目ですが、難民審査参与員の判断事例をその守秘義務にも配慮しながら、他の参与員とも共有する仕組みを設けることで参与員の任務遂行に資する有用な取組を行うべきであるとしております。

最後に、裁判所による法廷通訳人に対する取組なども参考にして、通訳人に対する研修課程を構築するべきであり、将来的には通訳人のレベルを客観的に評価することによってその質が担保される仕組みの導入についても検討すべきであるとしております。

以上の取組を進めることによって真の難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図ることが本報告の全体の提言となっております。

以上が報告の概要でございますけれども、更に付言したいことがございます。政策懇談会からいただきましたこの専門部会の任務は、難民の認定制度の検討、つまり迫害から日本に逃れ、日本で申請を行った者についての認定手続について現在起きている制度上の諸問題を解決するというための検討でした。そのため、例えば海外から政策的な判断で難民を連れてきて保護する、いわゆる再定住政策、あるいはどのような職種の外国人を受け入れるかといったいわゆる外国人労働者の受入れ政策などは、これは頂いた検討事項からは対象外と整理せざるを得ず、専門部会では難民認定制度上の解決策という部分に集中して議論を進めてまいりました。

しかしながら、もちろんこれらの政策と難民認定制度の現状は無関係というわけではございません。

議論の中では再定住政策や外国での難民支援活動に対する資金援助を含む我が国の難民政策の今後の在り方についても考えなくてはいけないのではないかとといった指摘や、あるいは近年の申請が増えていくという背景には我が国への就労を目的とした入国の機会が限られているということがあるために、難民認定制度に申請が集中しているのではないかなどといった難民政策あるいは外国人受入れ政策の在り方についての意見も出されたところです。

これらにつきましては、今の認定制度の現状に関しまして、その背景においてかなり密接に関連しているということは確かであろうと考えられます。専門部会といたしましては、今後の政策懇談会やあるいは各方面の議論にこのような視点も反映されることを願っております。

最後に、この専門部会には行政法、国際法、国際関係論など学術分野の専門家、現職の難民審査参与員、それから難民支援に当たるNPOの方やあるいは弁護士など、様々なお立場、御見解の方々に御集まりいただきまして活発な議論を行ってまいりました。率直に申しまして幾つかの点で委員間に見解の相違も見られたところでございます。その中でできる限りコンセンサスが得られる部分をまとめ、一定の方向性を本日お示しいたしましたが、更に今後の検討課題として問題提起を行うにとどまった、あるいはこのように意見が分かれたといったことを指摘するにとどまった論点もございました。ただ、その中で一定の方向性をとにかく示すことができたということは有意義であったと感じておりますし、また意見が分かれた部分も含めて今後の議論のための土台にすることはできたのではないかと感じておりまして、この報告書が政策懇談会における活発な議論に資することを願っております。

私からの報告は以上といたしまして、あとは事務局からの補足説明を頂きまして、その後質疑応答の機会があるということでございますので、そこで御質問をお受けしたいと思います。

それでは、君塚難民認定室長から補足説明をお願いしたいと思います。

○君塚難民認定室長 それでは、専門部会の事務局といたしまして、これまで昨年11月から昨日まで19回に及ぶ議論の中で委員間で様々に議論が分かれたもの、特に白熱した議論があったものについて焦点を当てながら御報告申し上げます。

お配りしております「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」ということで25枚ものの本文でございます。これを御覧いただきたいのでありますけれども。

早速でございますが、この9ページですね、上の方から提言というのが出ていますけれども。これは今山本部会長代行から御説明頂いたⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの提言のⅠの部分でございます。四角枠で囲ってあるのが提言ということでございます。その前の方に現状認識などを記載し、提言の後に議論の内容、様々な議論があった内容、その他参考事項と、こういう構成で提言Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳということで構成しているものでございます。

この提言Ⅰにつきましては、難民条約上の難民の要件には該当しないものの国際的な保護が必要と認められる者の対象範囲についての議論があったわけでございます。いわゆる補完的保護と言われるものの対象といたしましては、欧州をはじめ多くの国で採用されております拷問等禁止条約に言うところの拷問にさらされるおそれがあるもの、あるいは戦争、地域紛争の被災民にとどまらず、他に自由権規約あるいは児童の権利条約などの国際人権条約についても幅広く対象範囲に含めたほうが良いと、そのほうが保護対象が厚くなるとし、またその場合においては難民と同様の保護を与えるのが好ましいといった意見もありました。

他方で、人権諸条約と言いますのは本来各国政府、それぞれの国の政府の自国民に対する保護等に関する責務であって、その責務が果たされていないとされていることをもってして我が国が相手国政府に代わって義務的にかつ難民に準じて処遇することについてはこれは慎重に考えるべきであると、こういう意見もあったわけでございます。

最終的には今回お示したような提言としてこの四角枠で囲っておりますところの○になりますけれども、この文言の中に含まれますが、例えば武力紛争あるいは拷問等禁止条約に規定する拷問を受ける危険などから我が国に逃れてきた者等について、難民条約上の難民に該当しないと考えられた場合であっても、国際的に人権・人道上保護の必要がある者に対しては待避機会として在留許可を付与するための枠組みを設けるべきであるという内容でコンセンサスが得られたものでございます。

ページをおめくりいただいて、次に13ページ、14ページ、これは提言Ⅱに関するものでございます。ちょっと分量やや多うございますけれども、ここにおきましては様々な議論がございました。例えば弁護士の立会いを異議審のみならず一次審にも拡大することの是非につきまして、現状の異議審における代理人の状況などを踏まえながらの議論がございましたし、あるいは今山本部会長代行から御報告がありましてとおり、濫用的申請の抑制策、すなわち根拠のない申請、あるいは複数回申請などにつきまして、そもそも規制を行うことの是非につきまして大きな議論がございました。

まず、申請数がかつてない規模で急増しているという中にありまして、濫用的な申請などにより案件処理期間全体が長期化しているという現在の状況は、真に庇護を求める難民を迅速かつ確実に庇護するという難民認定制度本来の趣旨に非常に悪影響を与えて望ましくないと。実情を踏まえながら事案の内容に応じた効率的な処理手続を構築するべきという意見が示されました。

他方、効率性だけを追求するのみでは不十分であるとしまして、手続全体の公平性、透明性を高めることにより制度全体への信頼性を向上させることこそがこの効率性の向上にもつながると、こういった意見も示されたものでございます。

そこで、この提言の④に含まれている文言でございますけれども、④の冒頭の部分ですが、不適正な申請事案については事前に保護対象を判別し、事案の内容に相応した処理を行うことで、これらを抑制する仕組みを設けることについてさらに検討されるべきであるがその際には申請者の置かれた立場や手続保障にも十分に配慮するという趣旨の内容でコンセンサスを得たものでございます。

それから続きまして、正規滞在者からの難民認定申請が増加しているということの背景といたしまして、申請さえすれば一律に就労活動が認容されると、こういったことがある種のインセンティブになってしまっていると、従ってその規制が必要であるという意見のほか、正規滞在者たる難民認定申請者の就労を制限するだけの議論に終始するのではなくて、難民認定申請者の全体について、在留資格の有無で区別するのではなくて、そもそも難民認定申請者の就労というのは人間の尊厳そのものであるという観点からも考察されるべきであるとの意見がありました。すなわち、非正規滞在者、要するに不法滞在者に対しても就労を認めるというのは出入国管理秩序の根幹に関わる問題であるという入国管理当局の基本認識をそもそも改めるべきであって、いかなる難民認定申請者に対しても就労可能な在留資格を付与することを含めて検討されるべきとの意見もございました。

最終的にはこの提言の⑤の記載で合意がとれたわけでございますが、この議論の経過についてはこの後出てくる議論の状況その他参考事項の中で詳細に触れているところでございます。

次に、18ページから19ページにかけての提言Ⅲについてでございますが、これについては当初

難民認定の基準という言葉ですね、基準の実現可能性という点での議論がございました。申請者ごとに個々の事情というのが異なるということについて画一的な判断基準を設けるというのは我が国におきまして国内法上の行政が拠るべき基準というときには一律にこの判断を導くことができる程度に明確かつ具体的であるということの必要があるわけですが、この難民に関しましては各国情勢あるいは申請者の個々の事情というものをつぶさに詳細に確認して判断を行うという、この難民認定の本来の性質を踏まえると、基準というものを策定することは限界があるのではないかと、むしろこれは神々の議論にも等しく、なかなか厳しいのではないかと、むしろ先例となる事案の公表、あるいは出身国情報の収集・活用を充実することによってカバーされるべきではないかと、こういった意見もあったわけでございます。

他方で、公正な難民認定実務を実現するという観点からすると、日本の難民認定に関する解釈はヨーロッパなどで打ち立てられているよりも厳格であるとしまして、UNHCRのハンドブック、ガイドブックを解釈の重要な指針であると位置付けて、難民認定基準の確立を通じてより明確にしていけることが必要であるという意見もあったわけでございます。

こういった議論を踏まえまして、提言Ⅲにつきましては①に書いてございますけれども、難民該当性に関する判断の規範的要素を我が国での実務先例や裁判例を踏まえ、またUNHCRが発行する諸文書、先ほど申し上げたハンドブック、ガイドライン等を含めたもの、それから国際的な実務先例、及び学術研究の成果などを参照しつつ、可能な限り一般化・明確化することを追求するべきである、前向きにチャレンジするべきであるというような内容でコンセンサスを得たものでございます。

それから、最後にUNHCRとの協力関係につきましては、既に18ページの今見ていただいているところの提言Ⅲの①、今申し述べたところでございますが、あとは22ページ目の提言Ⅳの②の中で具体的にこのUNHCRの名前を挙げながら具体的に記載をされているところでございまして、大きく2つございまして、人材の育成、それから情報提供という大きな2つの点での協力関係を維持強化していくという点でのコンセンサスは得られたところでございます。

ただ、一部の委員からは、現時点での難民認定実務に対するUNHCRの関与が非常に弱いのではないかとということで、一層適切な質の確保と透明性を醸成すべくということで、例えば難民審査参与員の任命、あるいは個々の審査事案のレビュー、さらには今後の我が国の難民認定制度の制度設計に当たってUNHCRによる関与を認めることで改革を進めていくべきとの意見もあったわけでございます。ただ、この意見に対しましては、国際機関、世界の難民問題の解決に当たっているUNHCRの協力関係はもちろん重要ではあるものの、公権力の行使である行政処分の手続に国際機関が直接あるいは間接的に関与するというのは国民主権ないしは民主政原理との関係で大きな問題を引き起こす可能性がある。国家主権上との関係でかなり重大な憲法問題を引き起こすとの意見もあったわけでございます。

このような幅広い論点に関しまして様々な意見が表明され、活発な議論が交わされたということでございますが、こういったUNHCRとの協力関係についてもこの中でちりばめた形で記載されているところでございます。

最終ページの第9、終わりにというところに実は記載されているのでありますが、この専門部会全体におきましては、まず、現実には生じている多面的課題への実際的かつ漸進的な対応というものを志向する立場として、実はこの専門部会は9月、10月には実際に現場で難民審査参与員として長くや

られていらっしゃる各方面の参与員の方々を数名呼びましてヒアリングを行った際にも実は聞かれた言葉であるのですが、難民性という点で相当数に上るものがそれに該当しないと、中にはダイヤモンドの原石を探すような作業をしているような感覚であると、むしろこうした現状に失望、落胆をするといった声にも代表されているところがございまして、濫用、誤解というものに基づく申請を受け付けている現行の制度運用を抑制してほしいという声が出ていたところでございます。そういった点での現在の難民認定申請システムの見直しというものを図っていかねばならないという意見もございました。

もう一つは、ここにも書いてございますが、難民認定制度の公平・公正性というものをあくまでも追求し、難民認定制度のあるべき姿というものを希求する立場として、世界と比較してこれだけ認定数が少ないというのは制度あるいは体制に問題の根源があるのではないかという見方に端を発しまして、そこから発展した形でUNHCRの介入なり関与というものを主張する、あるいは難民認定業務を所管する組織の見直しまで幅広く検討すべきといった意見も出たところでございます。

こうしたものの見方、光の当て方、あるいはマクロ、ミクロの観点などさまざまな立場、バックグラウンドもあり、検討テーマによりましては冒頭申し上げたようにかなり白熱した議論が交わされた末、かように提言の形で昨日専門部会においてまとめられた次第でございます。

以上、事務局からの報告とさせていただきます。

○木村座長 ありがとうございます。

冒頭山本部会長代行からお話ございましたように、13か月弱になると思いますが、そこで19回という大変な数の会合を重ねていただきまして、大変白熱した議論を基にしてこの報告書をおまとめいただいたわけでございます。ざっと拝見したところ、かなり内容の深い、濃い報告書になっているのではないかと印象を持ちました。

それでは、少し時間をとりましてただいまの報告書につきまして少し質疑応答を行いたいと思います。ただ、山本部会長代行にはその間はここにいらしていただきますが、終わりましたら御退席の予定でございますので、あらかじめ御報告申し上げておきます。

それでは、どうぞ御質問等ございましたらお手を上げて。

○ノレーン委員 ありがとうございます。英語でしゃべらせていただきます。

まず、山本部会長代行に御説明いただき、ありがとうございます。かなり集中的にいい議論をなさっていたことがわかりました。このように非常に難しいトピックに対して集中的に議論を行っていただき、委員の合意を得た報告書をお作りになられたことに対して感謝いたします。

このような形で専門部会の中で合意がとれた報告書を御提出いただいたので、我々としてはそれを受け入れるということがとても自然なのではないかと思います。

また、専門部会の報告書の中で4つの提言がありましたが、こちらが我々の懇談会報告の資料として入っていますので、そういう意味でも我々の懇談会報告の中に取り入れられたと考えています。私の意見としては、この検討結果の報告を懇談会の報告の中でもそのまま取り入れて、また同時に今後の手続の簡略化に資するためにもそのようにしたらいいかと思います。

この後の懇談会報告の議論のときにも申し上げようと思いますが、今回の検討において日本が国際社会に対して果たす責任、難民に関して果たす責任について改めて確認ができたことは良かったと思います。

これまでみてきたように、日本で庇護を受けている方の数はとても国際的に少なく、前年は150人程度だと伺っておりますが、これは日本が国際社会に対して持たれるイメージというものに悪い影響を与えていると思います。この国際社会からのイメージの問題に関して今回の検討で、改めて認識することになったので良かったと思います。

また、UNHCRとの協力のことが触れられていましたが、このことも今後の手続を透明化して行うことで先ほど述べたイメージの問題についてもまた改善していけるのではないかと思います。

懇談会報告にどのような形でこの議論を取り入れていくかという点についてはまた後ほど議論させていただきたいと思います。

○木村座長 ありがとうございました。

○吉川委員 当懇談会のレポートに言及しながらの意見でもよろしいですか、それは別の機会があるのですか。

○木村座長 山本部会長代行がいらっしゃる間は、ですから。

○吉川委員 そうですか、では後にします。

○木村座長 他に。

○吉村委員 山本部会長代行、それから専門部会関係の事務方の方たちもこのような本当に大きな議論をレポートにまとめていただき、ありがとうございました。大変勉強にもなりました。

そして、本政策懇談会の方での議論からも拝見しますと、例えばEU資格指令などの補完的保護といったことは触れてあるのですけれども、例えばUNHCRのガイドラインといったようなことは文言として出てきませんが、何かそうした議論というのはありませんでしたでしょうか。例えば私などは難民問題は専門外ですので難民に関係する文献・資料を見ますとEUのケースであるとか、もしくはUNHCRのガイドラインであるとか、そういうことが日本が学ぶべきであるといった形で書かれている研究論文もありますが、UNHCRのガイドラインについてもしも専門部会のほうで議論がありましたら少し御紹介いただければと思います。

○山本部会長代行 一般的には提言Ⅲですね、検討結果報告で申しますと18ページでございますけれども、この提言Ⅲの①の部分で、UNHCRが発行する諸文書、国際的な実務先例等々を参照しつつ、難民該当性に関する判断の規範的な要素を明確化すべきであるという言い方をしております。

あとは、補完的保護に関してはそれほどいろいろあるわけではございませんが、10ページの終わりのところでこのUNHCRの文書を少し引用しております。EU資格指令につきましては先ほど御指摘がありましたように9ページの提言Ⅰの③のところでありまして、さらにUNHCRのこれはガイドラインですかね、UNHCRの文書も10ページの終わりのところで引用しているということでございます。

○吉村委員 ありがとうございました。

○木村座長 他によろしゅうございますか。

○高橋委員 難民認定のところで、元々なぜ難民認定が余りにも少ないか、そのことは日本が国際的責任を果たしていないという現状認識から議論は当然されていると思うのですが、そのときに「新しい形態の迫害」、このことについて日本国内での認識が進んでいない、だから難民認定が進んでいないというようにも読めるわけですが、そもそもとして日本の難民認定そのものに問題がないかというその辺の議論は出なかったのでしょうか。「新しい形態の迫害」に対するところがやはり最大の

問題なのだ、そこへの認識が最大の問題なのだということなのではないでしょうか。

○山本部会長代行 「新しい形態の迫害」につきましてはレポートで申しますと9ページの①の部分にございます。ここで「新しい形態の迫害」について難民条約を適切に解釈することによって難民と認めていくということを考えるべきだと書かれてございます。この点については専門部会の中で基本的な部分については異論がなかったところです。ただ、難民認定数が少ないことの原因が主にこの「新しい形態の迫害」を十分すくい取っていないからだという議論ではなかったと認識しております。もちろん「新しい形態の迫害」を十分にすくい取っていない部分がある可能性はあるかとは思いますが、ただ数としてこれが非常に多く、すくい取られていないから全体の認定数が少なくなっているという趣旨に立った上での議論ではなかったと思います。

○高橋委員 そうすると、例えば今非常にこの難民認定制度が濫用されている、そこに多くの精力をとられているゆえに本物の難民をすくい取ることができないというそういう一つの問題意識があると思いますし、あるいは新しい国際情勢への対応が遅れているという点も数量的にはともかくとしてあると思うのですが、問題点を整理して具体策を講じれば結果として日本が難民認定に関して果たすべき役割を果たしていく方向に向けて難民の認定が増えていく、そのことについての認識は専門部会でもうできていたのでしょうか。

○山本部会長代行 はい、やはり数としては非常に濫用的な申請が多くて、それで本当に救わなくてはいけない人の難民認定が非常に遅れてしまっているという現状がありますので、そのところを改善していけば難民認定プロセスがクリアとなつてあるいはその数はもっと増えていく可能性はあるのではないかと。具体的に数としてどうなるかということまでは議論しておりませんが、現在のような状況の中でダイヤモンドを探すのに非常に苦労しているといった状態は改善されるのではないかと考えております。

○木村座長 ありがとうございます。

○中山委員 事実関係の話なのですが、こちらの中に難民認定申請をする方の中で正規在留者からの申請の増加が顕著ということが言われておりますけれども、その正規在留者というのはどんな在留資格の方が濫用的に申請をしているのでしょうか。

○山本部会長代行 事務局のほうから。

○君塚難民認定室長 これ最近の数値でございます。26年11月末までで実はもう既に約4,500人からの難民認定申請がございます。昨年が3,260人でございますので、このままでいくと恐らく5,000人に達するという勢いで、相当数増えている状況でございます。そのうちの約82%が正規在留者でございます。この内訳でございますけれども、速報値によると、全体の約4,500人を100%としますと、観光等の短期滞在の在留資格で日本に入国して難民認定申請をした者が約35%。それから、最近新聞にも出たのですが、留学生として入国して、通常は半年とか1年分学費を前払いすることが多いのですが、その学費を払わなくなった、それで学校を除籍された等々の理由で難民認定申請をする留学生が約14%。それから、技能実習生として入国して、技能実習1号から2号に切り替えた後、あるいは1号のまま実習先から逃亡しそのまま難民認定申請に及んだ者が約9%ということでございまして、実はこの留学生、研修・技能実習生を合わせた割合について、昨年は10%未満だったのですが、本年については11月末の速報値で既に20%に達しておりまして、特にネパールはこの約4,500人の20数%を占めておるのですが、そのうちの

半分以上が留学生及び研修・技能実習生からの難民認定申請でございまして、どうも口コミにより本国でも日本で難民認定申請すれば働けるといった話が広まっているということもございます。そういった現状も踏まえながら摘発、広報ないしは難民認定制度の見直しの中で対応していく必要があると考えているところでございます。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、以上とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、山本部会長代行ありがとうございます。

○山本部会長代行 ありがとうございます。

3 第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）について

○木村座長 それでは、冒頭御案内申し上げましたように、引き続き第6次出入国管理政策懇談会報告書の議論に移りたいと存じます。

初めに、根岸企画室長から修正しました分についての説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○根岸企画室長 では、事務局から修正点の御説明をいたします。

お手元の資料のうち、今回表紙を報告書「今後の出入国管理行政の在り方」としておりますけれども、表紙の右上に前回からの修正版という赤字が入っているものが前回バージョンからの修正が分かる見え消し版です。もう一つ表紙がきれいなものがそれを溶け込ませたもので、先ほど資料として使われたとおり、後ろに参考資料を付ける形にしております。今はこの右上に前回からの修正版とあります見え消し版のほうで御説明申し上げたいと思います。

その修正版の中で赤字で記載しておりますのが前回の御意見を踏まえて修正したもの、事前に皆様にお送りし、御説明に行ける方については御説明に御伺いした時にお持ちしたものでございます。

青字で記載をしております修正箇所、これが事務局で作った修正版をお送りしあるいは御説明を申し上げた際に委員からその場での御指摘あるいは追ってここを修正したらいいのではないかなというような御示唆をいただいた点を踏まえて修正した点でございます。表現ぶりみたいなものもありますのでその辺は省略いたしまして御説明したいと思います。

まず、はじめにの中の2ページ目を御覧ください。中ほどのところにこれは全体の考え方をダイジェストで書いているところのうちの一部ですけれども、共生社会について記載しているところについて、ほんの二、三行で書く大きな考え方の中でコストのことだけ言うのはやはりちょっと共生を語る上でおかしいだろうというような御指摘をいただきましたので、「地域において住民として貢献できるような環境整備を行っていく必要がある」というような言い方にしております。

それに対して社会的な負担についても簡単にでもそこに入れておいたほうがいいのではないかなという御指摘もいただきましたので、そこをちょっと短くして、検討を行いつつという形で付け加えてございます。

その後は若干言い回しの修正がありまして、5ページ目、これは専門的・技術的分野の労働者の受入れのところですが、5ページの上の方でございます。これは前回外国人労働者の受入れがただ求められるようになっていたのですけれども、単に求められるのではなくて早急な検討が求められているのだらうということをはっきり書くべきというような御指摘をいただきましたの

で、そのような記載をしてございます。

それから、しばらく飛んでいただきまして、第3の人口減少社会における外国人受入れの検討のところでございます。そのうちの12ページ、13ページのあたりを御覧ください。総意としてコンセンサスが得られた部分があった後に、それぞれのお立場からのところをやや両論併記的に書いている部分ですけれども、そこをポツを打って幾つか分けて書いておったわけですが。まず一つ目の、地方におけることを書いている部分、単なる少子高齢化に伴う人口減少だけではなくて、地方から大都市圏への人口流出これもあってより深刻になっているということを背景に書いていた部分なのですけれども、その中で元々の前回のバージョンですとあたかも定住化を前提とする、あるいは移民を前提とするように読めるような書き方になっていないかというような御指摘があって、ここは御提案された方々の意見もそういう趣旨ではございませんので、定住化を前提としないというような文言を付け加えてございます。

それから、13ページのほうですけれども、こちらはむしろ反対に今後の受入れに当たってはやや慎重に考えるべきと、拡大については慎重にあるべきというような考え方を書いている部分でございます。前回御指摘の中でこのバージョンで言いますと13ページの一番上のポツの部分ですけれども、専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れると、そうでないところは慎重にということで、これは従来の方針を書いている部分なのですけれども、それは他にもその趣旨は書いてあるのでいいのではないかというような御指摘をいただいた部分でございます。ただ、ここはそうした必ずしもコンセンサスが得られなかった部分について両論をそれぞれ書いているという部分ですので、単純に書いておきますとそのような御指摘もあり得ますので、むしろ今までの考え方、これまでの方針を維持すべきであると、そういう意味であったということで、「前提に」という記載を「維持」と修正させていただきます。

それからその下、2つポツが分かれていたものを一つにさせていただきます。と言いますのは、これは前々回の発言を受けて記載した部分なのですが、前回の事務局のまとめ方の不手際で申し訳ございませんでした。最後のポツ、若年世代が自らの希望に沿ってというのを消してある部分のところですが、ここが独立したポツで一つのパラグラフにしますと、必要なことかもしれないけれどもこの懇談会で書くべきことではないのではないかというような御指摘であったと思います。ただ、これはもともとこの意見が出た趣旨は、その前のポツから続いておりまして、労働者の受入れを人口減少への対応として議論するのであれば、まずその前にやるべきことがあるというようなことの中で、その具体化した話の中であったということですので、ここは誤解のないようにこの下の2つのポツはつなげる形で一つのパラグラフにしております。文意そのものは変えているものではございません。

その後、第4の留学生のところについては表現がいかかというようなことがございまして、「大学卒業後、我が国の企業への就職により」というようなことで書き換えてございます。

その後いろいろ表現の適正化のための修正が幾つかございまして、第5の技能実習のところに入りまして、16ページの下の方でございます。「同年12月には同有識者懇談会としての報告書が取りまとめられている」と書いてあり、これは今別途行われています。この中でも委員を兼ねられている方が多いわけですが、法務省、厚生労働省合同の技能実習に関する懇談会のことについて記載をしている部分でございます。当初予定としてはほぼ同じぐらいの時期にまとまるのかなということで考えておりましたので、まだはっきりわからないのでペンディングのPはつけておりましたけれど

も、最終的にまとめて外に出せる段階で一緒にまとまっていればこのような形でいいかなということを書いておったのですけれども、まだあちらのほうの議論というのは引き続き続いておりますので、ここについては議論が行われているということで一旦切ってごさいます。

そのようにはいたしましても、その後の検討事項等のところで書いている内容につきましては基本的にはその前の6月に分科会のほうでまとめていただいた報告書でおおむね方向性は出ておりますし、その後の閣議決定などもありますので、これを具体化していく議論がまだ更に進んでいるということでございますので、ここの検討事項等の内容については大きく変える必要はないのではないかと考えております。

1点だけ、17ページの下の方で、2倍程度まで受入れ人数枠の増加のところですが、必ずしも2倍と決めているわけでもないということで「例えば」ということを表現として入れてごさいます。

それから、次の第6の共生社会のところに進んでいただきまして、18ページを御覧ください。18ページの中ごろに赤字で追記をしております。これは何度か指摘が出ていたところでございますけれども、共生社会のための取組を進めるに当たって当然負担とかいろいろあるわけですが、受け入れたことで、外国人を入れてそこで問題が生じてから対応するのではなくて、そもそも問題が生じないように、そもそも受入れの際に共生のための施策と同時に合わせてやっていくということがむしろ全体として長い目で見れば問題は余り生じにくくなるし、それはコスト的にもそうでしょうし、外国人、日本人双方にとって問題が少ないということであまりよくないかというような御指摘であったと思います。その趣旨をここに付け加えてごさいます。

それから、19ページの下の方でございます。ここについては最後いろいろな労働市場ですとか社会保障ですとかこういうものを踏まえる必要があるとしておったのですけれども、単に踏まえるだけではなくて踏まえて適切に対応していくと、やることが重要なのでそういうことの意味で文章をつなげております。その際に社会保障について年金、医療等ということで例示すべきというような御指摘をいただきましたので例示を付け加えてごさいます。

そして次のページ、20ページの上の方ですが、これについてもはじめにのところで直したものと同じような趣旨ですが、社会的コストばかりがちょっと目立つように見えましたので、地域の住民として貢献できるような生活環境を整えていくことが必要であるというような文脈の中で、社会的負担についても簡単に触れておくというような形に修文しております。

その後は文章上の修正が続きまして、第7の観光立国の一番最後ですね。もう第8の前ですが、23ページの下の方に、これは観光立国実現に向けたアクションプログラムですが、これの施策について取組を期待するとしております。これは前回経団連からの、法務省で作ります基本計画への意見という形ではありましたが、様々な御指摘をいただきました。その御指摘全てについてちょっとなかなか深い議論もできませんでしたので、全てを個別事項として盛り込むことはなかなか難しいと思ったのですが、その中で地方空港の問題などについて強く御主張がありましたので、そこについてはこのプログラムの中に方向性が盛り込まれておりますので、これを進めるべしということでいろいろ御指摘のあった事項についてこれでまとめて飲み込んだ形にしております。

それから、あとは若干文章の適正化を図るところが続きまして、26ページの真ん中ごろです。ここは退去強制が決まったけれども現実に帰せなくなっているような人たちへの対処の問題ですが、

も、チャーター機を活用した送還ですとかIOMと連携した施策などについて期待するということではなくて、より明確に積極的に進めるべきという方向性を書くべきというような御意見をいただきましたので、そのように修正してございます。

そして、大きく直しておりますのが26ページの下の方から、第9の難民認定制度に関する検討のところでございます。詳細は先ほど御報告ありました難民の専門部会からの報告をベースにし、その骨になるところを記載しつつ、前回この懇談会で御指摘のあった点、それは構成と言いますかまとめ方という面も含めてですけれども、それも踏まえて記載を試みたものでございます。

大ざっぱに構成を御報告しますと、26ページの一番下、難民認定制度の冒頭のところに、まず大きな考え方、理念みたいなものをはっきりとさせたほうがいいのではないかというような御指摘がありましたので、基本的な認識について冒頭に記載しております。最初のパラグラフがそういったものでございます。

次の27ページに入っの「我が国では」で始まる以降の2つぐらいのパラグラフのところがこれまでの経緯ですとか数について記載をしている。その後赤字で加えているところについて、認定数が少ないということへの指摘に関するような点について記載をして、その後27ページ一番下の「他方で」以降のところ申請の急増、大幅に増加しているという話が先ほどもありましたが、そのあたりの点について書いております。そしてその背景ともなっておりますけれども、28ページの中ごろから複数回申請の問題、そして、そのページの下から次のページにかけて就労目的の申請というのが多くなっているのではないかというような指摘、こういうような問題点について記載して課題としてまとめております。

そうした現状背景に対して、29ページの下の方から検討事項等ということですが、その検討事項としても冒頭にまず基本的な方針として国際社会の一員としての責務というようなことをやはり書いております。その後具体策として考えるに当たって真の難民ですね、真に庇護すべき者とそうでない者というのは区別が必要だということ。あと、これは事前に御意見をお伺いしている段階で、難民認定の審査の質の向上が必要だというような御指摘をいただきましたので、その辺もここに書き加えております。

30ページのほうにいつていただきまして、ここで先ほど出ました「新しい形態の迫害」等に関するような点について記載しております。新たな枠組みについて施策を推進していくべきであるというような記載になっております。そうするに当たっての留意事項、犯罪者等については当然留意するというような点に少し触れた上で、その後、また赤字の「また、より適正な」というところですが、適正な難民判断のための資料収集等について記載しております。その後「そして」以降のところ透明性、信頼性を高めるための事例の公表などについて、そしてUNHCR等と連携・協力して難民調査官と難民認定に携わる者の専門性の向上、そういった施策が必要だということについて記載しております。

そして、その後1行空けまして、30ページの下からですが、こちらは逆にいわば濫用防止と言いますかそういったほうの対応として、まずは濫用あるいは誤解に基づくような案件との振り分けというのが必要であると。そして、その後には再申請、複数回申請ですね、何度も同じような理由で繰り返し申請をする、これを抑制すべきであるというような点、ただ、必ずしも全てだめということではなくて、当初の申請手続後に新たな事情が生じた場合とか当初は立証主張できなかったというよ

うな事情がある場合に限るというようなことで、そうでないものについて抑制をしていきたいと思いますというような方向で書いております。

その後「あわせて」のところで、先ほども言いました就労目的の申請の抑制ということで、先ほど専門部会の詳しい説明の中にもありましたけれども、これも抑制という観点ではただ止めればいいのでしょうけれども、単純に就労を禁止するということになると真の難民の方々の問題もございまして、ここは就労を認めるか否かは個別の判断にすべきというようなことになっております。

最後32ページのほうにいきまして、先ほど報告ありました難民の専門部会の報告、かなり密度の濃い議論をしていただいてあれだけのものをまとめていただいたものですので、これを十分に踏まえて法務省において制度設計を行っていくべきというようなことになっております。

先ほど専門部会の報告の中にも指摘がありましたし、この懇談会でも御指摘がありましたけれども、就労目的で難民認定申請をしているという者が相当数いるという中で、これは外国人労働者の受入れ問題の検討と密接に関連するという御指摘が強くありましたので、これについても記載しております。

その後若干順番を入れ替えておりますけれども、ちょっと通常の難民認定の話と少し色合いが違いうということで、第三国定住のことは少し離して一番最後に書いておったのですけれども、最後にこれだけちょっと浮いている感じがするのと、一番締め言葉で入っております「難民認定制度を超えた我が国の難民政策は」というような指摘については、これはかなり大きな政府全体の観点のものを言っておりますので、そういう意味ではこの第三国定住も含めてここは最後の言葉になるということで、第三国定住に関する記述は前に持っていくまして、最後に政府全体による根源的な議論が必要であり、というようなことで、大きな観点のものを最後に入れて締めているというような状態にしてございます。

事務局から以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。かなり修文をしておりますが、御意見いただきたいと思います。吉川委員、最初に。

○吉川委員 難民問題についての記載について2点お願いしたいと思います。まずその前に、この難民認定については日本は世界的に比べると少ないということの指摘を正面から書いていただいたということについては非常にありがたいと思っております。どうもありがとうございました。

その上で2つございまして。一つは31ページですね、今日のバージョンですと。迅速な手続ではねてしまうことの例外として「当初の申請手続後に新たな事情が生じた場合」、「当初の申請手続時に主張立証しなかったことにつきやむを得ない事情がある場合」ということになっておりますが、私はこういう一般原則そのものについては特に異論はございません、賛成でございます。ただ、この迅速な手続で簡易にはねてしまうことの結果が非常に重大な結果を招く具体的な場合もあると思いますので、これの具体的な認定に当たっては拙速にこれに当たらないということで簡易な手続で申請を却下してしまうということのないように配慮していただきたい、そういう趣旨のことを盛り込んでいただければと思います。それが第1点でございます。

それからもう一つは最後の32ページ目でございますが、上の方で先ほどいろいろ御報告いただきましたこの専門部会の報告、この趣旨を十分に踏まえつつ、法務省において速やかに制度設計のための具体的な検討がなされるべきであるという記載がございしますが、先ほどの報告にもありましたように、専門部会の報告をざっと読ませていただきますと、かなりいろいろな論点について右から左まで

いろいろな意見があるということでございますので、この趣旨を踏まえて法務省で具体的な検討をするという場合に、一体この専門部会の報告の中のどの意見を重視して制度設計をしていくのかによってはかなりその制度設計の具体的な内容が変わってくる可能性がありますので、私はできればこれは法務省が密室でと言うと語弊があるかもしれませんが、法務省だけでやるのではなくて、例えばパブリックコメントを利用するような形でオープンな形でこの制度設計をしていただくということが重要ではないかと思っておりますので、その点をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○木村座長　ありがとうございます。

では、吉村委員。時間が余りありませんのでよろしくお願いします。

○吉村委員　今回の報告書、新たに加えていただいたところも含めて事務局が丁寧に対応してくださって、本当にありがとうございます。今回の意見メモでは、事前説明の時にも表現に違和感があるといったことを申し上げた箇所などについて、具体的な形で提示したほうが分かりやすいかと思いましたので、メモを提出させていただきました。幾つかはもう既にいろいろ質疑応答やもしくは難民問題についてこちらの専門部会の報告書のほうで、これだったらこういうことかという位置付けが分かったというところもございますので、順に見ていきたいと思います。

左側に手書きで事務局の方に今回の一番新しいバージョンの見え消し版のページ数を入れていただきました。まず12ページの8行目のところになりますが、以前に懇談会でも意見メモを私が出しましたが、「家事支援分野の外国人」に関連するところです。そのすぐ前のところに建設分野及び造船分野の外国人というのもついておりますのでちょっと悩ましいところはあったのですが、本当は受入れ自体に問題がある、そしてその影響も問題であるという形にしたいのですが、前のところがありますのでなるべく文言を変えないという面から考えますと、後のほうに「及び問題点」と加える形で、単に「受入れがもたらす影響」が何か考えなければならないというだけではなくて、やはり「受入れの問題点」というニュアンスもちょっと入れる、そして文言を余り変えないという点では「その受入れがもたらす影響」というだけでは少し不十分かなと思ひまして、「その受入れがもたらす影響及び問題点」というところで少しニュアンスを出していただければと思います。

それから、18ページの3行目、こちらは本当にこの懇談会でも分科会でもいろいろ議論していただきました技能実習制度について、一番最後のところ、要するにいろいろな問題はあるけれども、新しい制度でやっていきますというような形でのまとめなので、それほどこだわる必要はないかと思いますが、やはり一般の方々もしくはその制度に対していろいろな懸念を持ってらっしゃる方々というのは、その文言というのを一番見て結果として同じなのかと受け止められるということでは懇談会で時間をかけて議論したことが全部無になってしまいますので、ここも多少ニュアンスというところにもなりますが、「技能実習制度の見直しに関しては」の後に「技能実習制度の見直しに関しては、制度に関する問題点をきちんと検証することが求められており、そしてその新制度への移行」というような形で入れた場合はちゃんと問題点についても真剣に取り組みながら新制度のことを議論するのだということが分かるかと思ひます。

そして、その第9の難民認定制度に関する検討のところで意見メモで2点挙げましたが、補完的保護、それからUNHCRのガイドラインについて言及しないでもいいのかということです。その2点を、どういう形で入れたらいいかというのはちょっと悩ましかったのですが、今回こちらの難民認定制度

の見直しについての専門部会のほうで9ページのところの提言の③のところに、例えば欧州連合の国際的保護に関するルールであるEU資格指令で採用されている「補完的保護」における「重大な危害」に関する規定などが一つの参考になろうということで、ちょっと前後の脈絡のところでもしかしたらちょっとずれているかもしれませんが、そうしたいいわゆる難民認定については欧州並みにやるのだとか、他の先進国の事例などを見ながら積極的にやっていくのだといった、ある意味、目指す方向性というか、抽象的と言っではいけませんけれども、ただ具体的な数値目標を出すのも現実的ではない面もあるでしょうが、そうした多少あいまいなところを少し具体的に、例えばEUの行っているような補完的保護といったようなことも検討するのだというような文言を入れるということは積極的な意味があるかと思います。今回の専門部会の提言の部分に入っている内容はある程度コンセンサスがあるということでしょうから、少しそこで問題にならない程度の文言を入れるということが工夫できたらより更に難民認定制度について具体的に進めていくのだという姿勢や理念が示せるのではないかと思います。

そして、また戻りまして30ページの5行目のところは「新しい形態の迫害」というので、先ほど山本部会長代行の御説明のところでもあったかと思いますが、やはり「新しい形態の迫害」というのは当初からいろいろと議論をうかがっていますと、いわゆるジェンダーに起因する迫害といったことが対象になっているということがある程度明らかであるならば、具体的に例示をし、例えば「新しい形態の迫害」というのをカギ括弧を付ける形で示すだけではなくて、()の括弧を付けて、「…(ジェンダーに起因する迫害など)」とか、もしくはジェンダーに起因する迫害が中心的なものであるならば前にもってきて、「ジェンダーに起因する迫害といった「新しい形態の迫害」というような形で具体的に例示したほうが文章としても、また読む人も、具体的に今国際的にも問題になっている事柄について日本もきちんと分かっているのだと明示できていいかと思います。

それから、その次の30ページの12行目について、「テロリスト、犯罪者等の入国・在留を」というのは、テロリストも犯罪者に含まれるのでちょっと違和感があると事前説明でも申し上げていたのですが、それについては国の安全保障の問題で他の国との関係で必要であるということが専門部会のほうの文章の中にありましたので、こちらについてはこのままでもいいかと思います。

次の第三国定住についても既に挿入場所を変えていただいていますので、それもいいかと思います。

そして最後に、国際的にアジアはもっとも多く難民を出しており云々といった文言は、最後の部分に入るといいと思います。私自身がアジア研究をしているからそういう視点が大事ではないかということではなくて、2011年の国会の決議などでそういう文言があったかと思いますが、それを例えば数行だけそのまま載せるといったことも検討していただけると、全体として日本は単に条約の関係でやってるだけではなくて、常にそうした国際社会における日本といった視点や理念をきちんと意識しているのだということを明記できるかと思いました。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

他に。

○ノレーン委員 章立て、章の構成がとてもロジカルで良くなったと思います。これまでの法務省の事務局の作業に対して感謝申し上げます。

これまで取り上げられてきたテーマの中には今後の検討が必要なものもあり、それが本文の中に書

かれていますと理解しています。一つ、基本的な質問をさせて下さい。この懇談会報告は何によって他の人たちに記憶されるのでしょうか。今日専門部会のほうから御提出いただき具体的な提案もあった難民認定に関する問題は一つ我々の大きなトピックとして扱い得るのではないかと思います。

見え消しの32ページが一番上のところです。先ほど吉川委員が御指摘なさった点と近いことなのですが、この中で専門部会からの報告の趣旨を十分に踏まえつつ、法務省において速やかに制度設計のための具体的な検討がなされるべきであるとありますが、この「趣旨を十分に踏まえつつ」という部分が少し弱いのではないかと、漠然としているのではないかと思います。懇談会の下に設けた専門部会で委員の合意のとれた報告書ができ上がったわけですので、当懇談会としてはそれを取り入れていくのが筋であろうと思います。ですので、ここの表現は「趣旨を十分に踏まえつつ」よりも強くして、英語で言うと「ベースド・オン (based on)」、「ベースにした」というような表現にするべきではないかと思います。

繰り返しになりますが、「趣旨を十分に踏まえつつ」というところは、専門部会からの報告の提案を踏まえつつ、提案をベースにしてというような表現にするべきだと思います。

もう1点、難民認定に関することで、既に触れられてはいますが、UNHCRに関する記述をできる限り増やしたほうがいいと思います。先ほど申し上げたように日本は国際的なイメージの問題がこの件についてはあります。UNHCRに関することを記述したりUNHCRとともに検討していくということを見せることで日本が国際社会の意見を聞くということの準備ができているということはこの報告書を通じて伝えることができると思います。

昨年度の数字で年間でおおよそ6万人の外国人が日本へ働きに来ています。一方、ポイント制を通じて働いているのはおおよそ2,000人です。ポイント制に関することで意見を申し上げたいのですけれども、今そのポイント制を使って就労している外国人はとても少ないということです。

見え消し版の9ページの検討事項等の下段落です。この中で高度人材として認定を受ける者の数は増加傾向にあるとありますが、ここについてこの報告書の最後に資料として認定件数の数字を載せることが合理的なのではないかと思います。

6ページの最後の段落に関連してです。法務省が我が国の貢献に関するガイドラインを公表されて、特に貢献が認められる外国人に対しては10年ではなくて5年以上の在留歴で永住を許可するというにしていたのはとても良かったと思うのですが、恐らく問題はこのことを知っている方が少ないということであると思います。現在今まで累計で2,000人の方がこのポイント制を使って入国されていますが、恐らくこれはもっと増えるはずであろうと考えます。したがって、この報告書の中に一定の貢献があったと認められる外国人に対して5年以上の在留歴で永住を許可することができるということを広く一般に知っていただくことが必要である、そういう措置をとることが必要であるということを書き込むべきであると考えます。

○木村座長 どうもありがとうございました。

○高橋委員 私も吉川委員とノレーン委員がおっしゃったことがやはり引っかかります。いろいろな意見が出ている中で具体的な内容がどうなるか。吉川委員はパブコメとおっしゃいましたが、パブコメは一般的にはアライバイづくりに使われてしまうので、パブコメだけで大丈夫なのだろうか。それから、ノレーン委員はベースドオンとおっしゃいましたが、明確な多数決が形成されていればベースドオンしやすいと思うのですが、意見が分かれていてコンセンサスがなかなか見えない場

合にベースドオンでいけるのかどうかというところも含めて非常にまだ懸念な点がございます。

そういう意味ではこの問題に関して本来であれば引き続きその検討する場を作っていく、あるいは少なくとも制度設計について具体的に法務省が委員会に説明をする場を作るなりそういうことが必要ではないかと思います。ここは私見ですが。

加えて、ちょっと修文上もお願いしたいのは、見え消しで申し上げると、29ページの検討事項のところでは、検討事項の前半はいわば難民条約の日本での的確な運営を期すための方策ということで、後半が濫用を防止するための方策、30ページの下から2行目ですか、ここから1行空けて濫用を防止するための政策ということになっていると思うのですが、そのままずっとページをいって31ページですが、31ページの最後の文章、「諸外国の例も参考に、見直しの検討を進めるべきである。」ここで濫用防止については終わっています。次のページにいただいて、改行された後、「上記課題への具体的かつ効果的な対応策について」云々とありますが、この検討を進めるべきであるという文章と上記課題へのというところには改行だけで1行スペースは入っていないわけですね。ということは上記課題というのは濫用の防止だけにとられる危険性もあるわけで、そういう意味では上記課題との間に1行設けて、かつその上で上記課題というのは何かということ具体的に2つテーマがあるのだということを示していただいたほうがより当局への課題としてこういうことがありますよということ強く言うことになるのではないかと。

修文上、テクニックの問題ですが、そういうところから始めて、さっき私が申し上げたような点について御配慮いただけないかということでございます。以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。私は法務省で検討するということに、法務省が秘密にやるということはあるまいと思っておりますので、私はそのところはそんなに神経質になっていないのですけれども。

○ロバーツ委員 まず、この報告書はとてもいいものだと思うのです。我々の様々な意見ができるだけ含まれているような気がしますので、ありがたいです。

今吉川委員とか吉村委員、ノレーン委員のおっしゃった発言についてなのですが、私も同じようなことを考えております。特にUNHCRとの協力関係を強調すべきだと思います。いろいろな国際機関がこのレポートを読むと思いますし、日本の国際的な顔にもなると思うのです。書かれている文章は例えば人権を強調している、それはとてもいいことですね、人権を強調しています。それは評価されると思うのです、国際的に。でも、やはりもう少し具体的に特に難民認定制度についてはUNHCRとどのように協力するのかとか、どうして昨年は6名しか認定されなかったのか、どうしてそのようになったのか、これからどのようにしてそれをまた繰り返さないようにするのかをもう少しとにかくUNHCRの意見を十分に受け入れるように書いたほうがいいと思うのです。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

○早川委員 簡単に、難民認定制度の関係ですけれども。まずノレーン委員がおっしゃったのはもう既にただ英語の訳が違っているというニュアンスが違うので、むしろベースドオンというような訳に日本語としてはなっていると思います。

それから、吉川委員の御意見確かにそのとおりなのですが、ただこれは趣旨を十分に踏まえつつとなかなか苦労して作られた表現だと思うのですが、これは意見がいろいろ分かれたということも含め

てこの報告書を基にして更に検討すべきであるという趣旨だと思いますので、そうでないとするともしこれではだめだということでしたら、吉川委員からももう少し具体的にどのように書いたらいいのか言っていただかないとちょっと分からないなという気がいたしました。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

ちょっと他の観点でお願いしたい。中山委員，どうぞ，他の観点からの御意見お願いします。

○中山委員 はじめにのところのいわゆる共生の話で2ページのところです。2ページの後半のところで、「また，外国人との共生社会の実現に向けた取組も併せて推進していく必要がある」のところに青字で「社会的な負担を含めて検討を行いつつ」とあるのですけれども，これ私はやはりおかしいなと思うのです。外国人の受入れに際しては必ず社会的費用はかかるのに，社会的な負担を含めて検討を行いつつというのは，外国人受入れに際しての環境整備を前提にしないのではないかといった，疑問を感じます。この報告書全体から見て，外国人に来てほしい，優秀な人に来てほしいという趣旨であると思いますが，優秀な人であっても環境整備は必要で，コストはかかります。その辺でこれは矛盾するなというのが1点です。

それから，4ページのところの第2，経済社会の活性化のための外国人の受入れというところで，専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れていく必要がある。「一方で」というところで，専門的・技術的とは評価されない分野の外国人の受入れについてはいろいろ影響する問題であることから，総合的な検討が不可欠であり，政府全体として検討を進めていく必要があるというところなのですけれども，これは少し誤解を生む文章かと思いますので，このように直したらどうでしょうか。と申しますのは，専門的・技術的であればこういった国民生活全体に影響する問題にならないということではなくて，現在でも私は現場から見ていると課題もあると思います。ですから，「一方で」というところの2行目の外国人の受入れについては「外国人労働者の受入れが」というのを入れることによって，全体として外国人労働者の受入れを進めることは国民生活全体やそういったところに影響する問題だから，政府全体として検討を進めていく必要があるというふうになるかと思いますので，「外国人労働者の受入れが」というのを入れたらどうかと思いました。

それから，これは表現の問題なので後ほど確認していただけたらと思うのですけれども，例えば難民認定制度に対する検討のところで，少し表現として乱暴かなという感じがしたのは，例えば申請の中でいわゆる濫用，それから誤解というようなところで同じ事情を繰り返し主張して申請に及ぶいわゆる再申請事案というところ，いわゆる再申請事案というのは，それをすぐ表すものならいいですけれども，読んでいくと，再申請をする人の6割強がこういった同じ事情を主張してということですから，9割ぐらいだったらいいかかなと思うのですけれども，そうではなくて普通にここは「同じ事情を繰り返し主張して申請に及ぶ案件」とか，そういう表現幾つかあるのですけれども，そのほうが妥当かなと思いました。

30ページのところで，真ん中あたりの「ただし」，のところで，保護を図るべき対象をいろいろこうしたらどうですかと書いてあるのですけれども，「ただし」のところで庇護希望者を装うテロリスト，犯罪者等の入国・在留を防止する等，こういうことに留意すべきという，これはそのとおりだと思います。ただ，その「ただし，このように保護を図るべき対象を明確化するに当たっては」ではなくて，保護をするに当たっては，明確化しなくてもこういう人たちはいろいろ装って入ってくる

のではないかなと思って、この表現はちょっと違和感がありました。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

○根本委員 3点ほど申し上げたいと思います。まず1点目、全体を通して非常にうまくまとめていただいてありがとうございます。

あと2つは、ワーディング関係です。この場でも外国の皆様を表現するときに好ましくない外国人といった表現はやめようということでやめました。今回も必要な外国人とかいう部分を切ったりして非常にいいと思いますが、議論になった12ページの両論併記のところで、「定住化を前提としない外国人」という用語が入っていて、それは本当に有志の皆様の御趣旨だったのだろうかという疑問があります。恐らく定住化の取扱いを含めて外国の皆様のという趣旨だったのではないかと思いますし、受け取られた外国の皆様の受け止め方がこれではちょっときつくなりすぎるかなと思いますので、できれば修正をお願いしたいと思っています。

あと、11ページの真ん中で「当該資格を有する者のニーズ」というところが「当該資格を有する日本人のニーズ」となっており、例えば介護士資格を持っている日本人のニーズは何だろうかというように、言葉遣いが多少分かりにくくなっているところがございます。そのあたりもう一度レビューをお願いできたらと思っています。

簡単ですが、以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

○新谷委員 根本委員が御発言した12ページの「定住化を前提としない外国人」という表現は、多賀谷座長代理を含めた有志の方が出された意見を踏まえた記述であると思います。その後の懇談会の論議でも、専門的・技術的ではない分野の受入れについては「定住化を前提としない」という論議でした。この箇所の記述は、こうした懇談会の論議や意見が正確に反映をされている記述であって、このままの表現とすることが適当であると思います。

最後に1点、17ページの青字で修正をされた部分があります。この箇所に記述されている外国人技能実習制度の見直しについては、御承知のとおり法務省と厚生労働省の合同有識者懇談会で検討中であって、まだ結論が出ていません。17ページの青字で修正された部分には、優良な受入れ機関について2倍程度の受入れ枠の拡大が「必要である」と記載されていますが、まだ結論が出ていないのです。それにもかかわらず、受入れ枠の拡大が「必要である」と記述することは、先取りしすぎではないか、書きすぎではないかと思います。修正前文案のとおり「適当である」ということが望ましいのではないかと思いますので、修文を含めての検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

○ノレーン委員 再度、難民認定に関して申し上げます。32ページの一番上のところの1段落目の、法務省において検討するということについてです。

英語でいただいたテキストと日本語の関連もあるかと思うのですが、専門部会からの報告の趣旨を十分に踏まえるという言い方では英語の感覚ではとてもあいまいであるので、専門部会からの報告を踏まえるといったような直接的な表現にすべきだということをコメントさせていただきます。

○木村座長 考えさせていただきます。

○勝野委員 せっかく来ましたので一言二言質問したいと思います。12ページですけれども、先ほども御指摘ございましたが、外国人の受入れにはやはりプラスの面とマイナスの面があると思います。今回の本提言は日本にとって必要な方々については積極的に受け入れようというポジションで書いてあります。12ページのところ、例えばでありますけれども、家事支援分野の外国人について云々かんぬん書いてありますけれども、その受入れがもたらす影響、どちらかというところをこの文章では強調してありますけれども、やはりプラスの面もあるわけで、そのあたり中立的に書くべきではないか。そういう観点からすると、この受入れがもたらす影響とか、プラス効果についても中立的に書いたほうが誤解されなくて済むのかなというのが第1点。

第2点は、難民のところでありまして、難民のところはやはり基本的な問題というのは申請が増加しているにもかかわらず、認定数が平成十何年と比べると非常に減ってしまっているという現状があるわけでごしまして、29ページの検討事項のところについては現状の下でやはり国際責務を果たすためには云々かんぬんと言ったほうがより方向性が明確になるのではないかと思います。

○木村座長 ありがとうございます。

では、最後に多賀谷座長代理。

○多賀谷座長代理 先ほどお話があった定住化を前提としないというのは、我々有志で出したときには移民として入れるものではないということを言っただけで、いらっしゃった方がその後結果として定住することはあり得ないことではないということで、そこら辺のニュアンスがどうも見解が違うので、我々は移民は最初から移民として入れるものではないということでしたので、事務局において表現を工夫してください。

それから、先ほど来、数名の委員の方からUNHCR関係の話が出ておりましたけれども、私はここでUNHCRの表現が入ってなかったのはこういう事情があるのだらうと思います。一つは、今現在ヨーロッパでも他の国でも、ヨーロッパあるいはアメリカで移民を大量に入れたことについて後悔していると言いますか、むしろそれを規制するような議論が出てきてまして、今後どうなるかわからないというところが一つあります。

それからもう一つは、やはりアジアはアジアであって、要するに基本的に多分これから入ってくるのは他の国から、他というかアフリカとかそういうところから来るのではなくて、例えば先ほどネパールの話がありましたけれども、中国人が入ってくる可能性もある。だから、アジアで一つの仕組みをつくる。要するに難民認定制度といってもヨーロッパの制度をそのまま入れるのではなくて、だからアジア的な制度を多分今後作っていかざるを得ないだらうと思います。それは時期尚早ですが、そういう意味において留保したのだと思いますので、それに賛成であります。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、一通り御意見が出ましたので、以上とさせていただきたいと存じますが。冒頭申し上げましたように、いろいろ時期、タイミング的な問題もありますので、一応ここで終わりにさせていただいて、今日様々な御意見が出ました。これについては事務局と相談をして修文させていただきたいと思います。皆様方の御希望が全部入るかどうかは甚だ分からないところではありますけれども、ここでこれは殺し文句ではありませんが、是非事務局と私にお任せいただいて修文させていただければと存じますが、よろしゅうございますか。

私非常に気になっておりますのは、いろいろ気になるところはあるのですけれども、珍しくと言ってはいけないのかな、ちょうど外国出張する暇がありましたのでこの報告書の原案を持っていきまして5回ぐらい読みました。こんなこと今までなかったことなのですが、それで、青字で入っているところはほとんどこれ私が直したところであります。そういう意味では今までやらなかったようなそういうのをやったということなのですが。

社会的コストの問題なのですけれども、確かに中山委員が言われたこと分かるのですが、やはり国民全体としては外国人を受け入れるべきかどうかという議論をしたときにはやはりどちらかということちょっと引く層のほうが多いのではないかと思うのですね。そういうことからすると、そういう方はやはり社会的コストということを入れれば変わるのではないかということを非常に意識しておられるので、それで最後に思い切って事務局とこれを入れたのですね。ですから、その辺の事情も御斟酌いただいて、多分また修文した後御相談すると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで一つの節目、これで終わりではないのですよね、終わりにになると万歳と言っているのですが、一応節目ということでございますので、局長のほうから御挨拶を一言いただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○井上入国管理室長 本日でこの懇談会の報告書は一応取りまとまったと認識しておりますが、本当に長い間ありがとうございました。

昨年から17回にわたりこの懇談会で御議論いただいたわけですが、座長はじめ委員の皆様方、大変お忙しい中本当によく御出席いただきまして、また御熱心にそれぞれの専門や御知見に基づいた御意見を展開していただきまして、誠にありがとうございました。その結果今回の報告書が取りまとまったわけでございますけれども、その内容は今の出入国管理の行政が直面している諸課題に関するいずれも重要な論点ばかりでございます、しかもこれらの論点はいずれも現代社会の急激な変化の中での確にこれについていかなければならない、そのような問題でございます。その観点からも、今回の報告書は大変貴重な御示唆に富んだものになっておりますし、またそれに関連して様々な御意見をいただいたことも我々はよく認識して当たっていきたいと思っております。

取りまとめた報告書につきましては近日中に大臣に報告をして、その報告書を基に私どもとしては第5次の出入国管理基本計画の策定作業を進め、その新しい基本計画に基づいて着実に入管行政を遂行してまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては引き続き入管行政の様々な課題について御指導御鞭撻をお願いしたいと存じますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

これまでどうも本当にありがとうございました。

○木村座長 どうもありがとうございました。

4 今後の予定について

○木村座長 それでは、事務局から今後の予定についてよろしくお願ひいたします。

○根岸企画室長 この報告書でございますけれども、先ほど座長からありましたとおり、本日の御意見を踏まえまして、また座長の御指示を受けて修正作業を行います。その上で座長から大臣に報告書を提出していただくということになりますけれども、若干その修正までの時間というのとその提出に当たってのスケジュール調整等ありますので、ちょっとまだ今の時点でいつということは申し上げられませんが、可能な限り早くやりたいと思っております。また日程等決まりましたら御連絡を申し上げます。

たいと思います。

正式に報告書そのものが、今日おおむねはまとまりましたけれども、セットされて大臣に座長から提出するまではまだ正式にまとまった形になっておりませんので、お手持ちの資料等のお取扱いには引き続き御注意いただけますようお願い申し上げます。

今局長から申し上げたとおり、報告書を踏まえて我々法務省として法務大臣が策定する出入国管理基本計画の策定作業を開始いたします。それが策定されましたら一度皆さんにお集まりいただいてその内容の御報告と基本計画を踏まえて今後の課題等についてまた御指摘をいただければと思っております。また、それについてはめどが立った段階で事務局から日程調整等の連絡をさせていただきたいと思います。

最後に、また事務局からもこれまでの皆様の御協力御尽力に対しまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

5 閉会

○木村座長 どうもありがとうございました。

本日はどうも大変活発な御議論をいただきましてありがとうございました。心より感謝申し上げます。

—了—